

薬生食輸発0228第1号
令和5年2月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産脱脂大豆のアフラトキシン並びにメボウキの種子(バジルシード)の
アフラトキシン並びにベトナム産オオバコエンドロのプロフェノホス及びヘキサ
コナゾール)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:
令和5年2月24日付け薬生食輸発0224第1号)により通知したところである。

今般、インド産脱脂大豆のアフラトキシン並びにメボウキの種子(バジルシード)
のアフラトキシン並びにベトナム産オオバコエンドロのプロフェノホス及びヘキサ
コナゾールについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査
命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するの
で、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のインドの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
脱脂大豆	-	総アフラト キシン(ア フラトキシ ンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。 ただし、コンテナに よるバルク形態で 輸入される食品に ついては、ロットを 代表する任意の1コ ンテナ内の上部、中 部、下部の計15か所 から計10kg以上を	平成23年8月16 日付け食安発 0816第2号「総 アフラトキシ ンの試験法に ついて」による こと。	総アフラトキシ ンが10μg/kgを 超えて含有して いるおそれがあ るため。

			採取したものを縮分して5kg、1検体とすること。		
メボウキの種子（バジルシード）	-	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を削除し、
2．別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	プロフェノホス ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるプロフェノホス及び基準値（0.01ppm）を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除する。